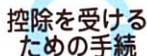

**控除される金額**

住宅ローン控除による控除期間の各年分の所得税から控除される金額は、居住の用に供した年に応じて、次の算式によって計算されます。

$$\langle \text{算 式} \rangle \quad \text{年末借入金残高} \times \text{控除率} = \text{ローン控除額}$$

入居年	控除対象限度額	控除率	控除期間		最大控除額
平成16年	5,000万円	1%	10年		500万円
平成17年	4,000万円	1%	1～8年目	10年	360万円
		0.5%	9～10年目		
平成18年	3,000万円	1%	1～7年目	10年	255万円
		0.5%	8～10年目		
平成19年	2,500万円	1%	1～6年目	10年	200万円
		0.5%	7～10年目		
平成20年	2,000万円	1%	1～6年目	10年	160万円
		0.5%	7～10年目		


**控除を受けるための手続**

住宅ローン控除の適用を受けるには、控除を受ける金額の計算明細書のほか、次の書類を確定申告書に添付して、所轄の税務署長に提出しなければなりません。

区分	添付書類
新築住宅	①建物やその敷地の登記簿謄(抄)本、新築工事の請負契約書、または売買契約書の写し ②住民票の写し ③金融機関や建築業者等の借入先から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
中古住宅	①売買契約書、債務の承継に関する契約書の写し ②新築住宅の場合の①の建物やその敷地の登記簿謄(抄)本および②③の書類
増改築等の場合	①増改築後の建物の登記簿謄(抄)本 ②増改築等に係る工事の請負契約書の写し ③新築住宅の場合の②③の書類